

2020年(令和2年)7月16日(木曜日)

三島駅南口訴訟 住民の控訴棄却

東京高裁

東急電鉄によるJR三島駅南口西街区の再開発事業を巡り、三島市が土地の一部を市土地開発公社から買い取らなかったのは違法として、住民団体が市を訴えた訴訟で、東京高裁は十四日、控訴を棄却する判決を

出した。住民側は上告する方針。

住民側は、公社保有の土地を市が買い取って転売せず、公社が東急に安価で売却したことを問題視。買い取り請求権を行使すれば得られたはずの利益が失われ、地方自治法違反にあたりと訴えた。

岩井伸晃裁判長は判決で「転売利益が発生するかが

明らかとはいえない」などとして、原告の請求を却下した静岡地裁の一審判決を支持した。

原告で「三島駅南口の整備を考える市民の会」の渡辺豊博代表は取材に「公社が時価の半額以下で土地を売ったことが適切か法律にのっとって判断してほしい」と話した。三島市側は「判決によって、土地売却の正当性が証明された」などとコメントした。

(杉原雄介)